



年金一元化法の施行に伴う非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正

地域防災室

1 改正経緯

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号。以下「一元化法」といいます。）により、年金制度側において所要の改正が行われたことに伴い、地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令（平成27年政令第346号。以下「改正令」といいます。）第6条により、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和31年政令第335号。以下「令」といいます。）附則第3条の一部が改正されました。

令附則第3条は、損害補償の事由となった障害又は死亡について、他の法律による年金たる給付が支給される場合に、併給調整を行う規定であり、年金制度側において所要の改正が行われたことに伴い、同条においても、所要の改正を行ったものです。

経過措置については、改正令と同日に公布された、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成27年政令第347号。以下「経過令」といいます。）第176条に規定されており、改正後の令附則第3条の規定は、施行日以後に支給すべき事由の生じた年金たる損害補償及び休業補償並びに施行日前に支給すべき事由の生じた施行日以後の期間に係る年金たる損害補償に適用され、施行日前に支給すべき事由の生じた施行日前の期間に係る年金たる損害補償及び施行日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例によることとなります。

2 改正事項

前提として、一元化法により、公務員等は厚生年金に加入することとされ、2階部分の年金は厚生年金に統一されます。したがって、公務員等共済組合員期間を有する者が施行日以後に新規裁定される場合は、原則として厚生年金が支給されることとなるため、一元化法の施行日（平成27年10月1日）以降は、損害補償の事由となった障害又は死亡について、同一の事由により厚生年金・基礎年金が支払われる場合として考えていくこととなります。

主な改正事項としては、第1に、一元化法では、国家公務員共済組合員期間、地方公務員共済組合員期間に追加費用対象期間が含まれる者については、一元化法附則第41条及び第65条により、一元化法の施行日以後に新規に年金給付を裁定する場合は厚生年金として取り扱うこととなるため、令附則第3条第1項、第2項及び第5項においても、当該年金を厚生年金として取り扱うこととする改正が行われています。

第2に、一元化法等の施行等に伴う地方公務員災害補償法施行令の一部改正（改正令第8条参照。）等に鑑み、令附則第3条第1項、第2項及び第3項において、特殊公務災害（令第11条の2に規定する公務上の災害）に係る年金たる損害補償について従来と異なる調整率を用いることとする改正が行われています。

上記のほか、語句の整備等所要の改正が行われていません。

3 施行日

平成27年10月1日

問合わせ先

消防庁国民保護・防災部地域防災室 酒井
TEL: 03-5253-7561